

新潟県選挙管理委員会規程第3号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月6日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後					改 正 前				
<b>別表第4</b> （第43条関係）					<b>別表第4</b> （第43条関係）				
1（略）					1（略）				
候補者届出政党の届出候補者の数	テレビジョン放送		ラジオ放送		候補者届出政党の届出候補者の数	テレビジョン放送		ラジオ放送	
	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数		基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
1人又は2人	株式会社テレビ新潟放送網	1	—	—	1人又は2人	株式会社新潟放送	1	—	—
	株式会社新潟テレビ二十一	1				株式会社NS T新潟総合テレビ	1		
3人から5人まで	株式会社テレビ新潟放送網	1	株式会社新潟放送	1	3人から5人まで	株式会社新潟放送	1	株式会社新潟放送	1
	株式会社新潟テレビ二十一	1				株式会社NS T新潟総合テレビ	1		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。